

高松高裁総第786号

令和元年6月28日

山中理司様

高松高等裁判所長官 秋葉康弘



司法行政文書開示通知書

平成31年3月25日付け（同月28日受付，高松高裁総第390号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成31年2月22日付け「所持品検査実施等についての意見書」（片面で6枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には，公にすると，法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（印影）及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報が記載されており，これらの情報は，行政機関情報公開法第5条第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから，これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

（担当）総務課 電話087（851）1561

高松高等裁判所

長官 秋葉 康弘 殿

事務局長 松阿彌 隆 殿

所持品検査実施等についての意見書

平成31年2月22日

香川県弁護士会

会長 滝口 耕

○ 当会は、御庁より、平成31年2月12日、高松高等裁判所・地方裁判所庁舎（以下「本庁舎」といいます。）において、平成31年4月1日から、①その出入口を西側玄関に限定した上で、②入庁者に対する所持品検査を実施する（以下①及び②を「本施策」と総称します。）旨の告知を受けましたが、承服いたしかねますので、次のとおり、意見を申し述べます。

第1 意見の趣旨

本施策については、その必要性が検討されておらず、その内容も過剰なものであるから、実施を見送るべきである。仮に実施するとしても、少なくとも、本庁舎東側玄関も通行できるよう再考することを強く求める。

第2 意見の理由

1 本施策立案過程の問題

裁判所は、指摘するまでもなく、利用者である国民の裁判を受ける権利（憲法32条）を実現するための場である。また、最高裁判所長官は、「新年のこトバ」において「身近な存在として国民からより信頼される裁判所の実現に向け、裁判所職員全員とともに取り組んでいく」という決意も述べている（http://www.courts.go.jp/about/topics/sinnennokotoba_h31/index.html、下線は追記。）。

しかし、本施策は、利用者である国民及び国民に最も近いところで司法権を担う弁護士・弁護士会の意見を一切聴取せずに立案されたものであり、利用者の視点が考慮されていない。利用者の声を聴こうともせず、「身近な存在」



となることなどできないはずである。

また何より、弁護士・弁護士会は、司法権の一翼を担う一当事者であり、旧弁護士法時代のように司法大臣の監督下にあるのではない。しかし、本施策については、実施予定日のわずか1か月半前に、上意下達のごとき一方的告知がなされたものであり、弁護士・弁護士会の存在意義を無視しているに等しい。

本施策が、真に「利用者等の安全確保」を図るための施策なのであれば、速やかに、利用者である国民及び弁護士・弁護士会の意見を聴取し、利用者の視点から本施策について再考すべきである。

2 本施策の必要性が十分に検討されていないこと

御庁によると、本施策立案の契機は、平成29年に発生した仙台高等・地方・簡易裁判所合同庁舎の公判廷における傷害事件（以下「仙台事件」という。）にあるとのことである。

しかし、仙台事件の後、全国各地において同種事案が頻発したという事実もなく、少なくとも本庁舎において、利用者の安全に具体的な危険が及んでいるという事情は存しない。

仮に、利用者の安全に具体的な危険が及んでいるというのであれば、早急に、全ての裁判所において、同様の施策が実施されなければならないが、御庁によると、香川県内に存する裁判所支部庁舎どころか、隣接する高松家庭・簡易裁判所庁舎（以下「家簡裁庁舎」という。）においてすら、同様の施策を実施する予定はないとのことである。

これは、少なくとも香川県において、利用者等の安全が具体的に脅かされているという事実が存しないということの何よりの証左である。

また、他の官公庁舎に目を向けても、高松サンポート合同庁舎にはゲートが設けられていたり、高松法務合同庁舎には一般入場者用の金属探知ゲートが設けられていたりするが、主として入出場者管理のために行っているのであり、所持品検査など行っていない。

まずもって、本施策の必要性、すなわち、利用者の安全が現実に害されているか否かについて、具体的検討が必要である。

3 所持品検査の方法が過剰なものであること

(1) プライバシー権や人格権侵害に配慮した方法によるべきこと

仮に所持品検査の必要性が存するとしても、所持品検査は、入庁者のプライバシー権や人格権を侵害するおそれがあるものである。したがって、必要最小限の範囲で、かつ目的達成のために相当な方法で行われる必要がある。

案においては当然のこと、そうした事案に限らず、相手方当事者と遭遇することにより、突如として口論が始まるといった事案も経験しているところである。相手方当事者等との遭遇によっていかなるトラブルが発生するかは、事前予測が困難なものであるから、事件の種類にかかわらず、細心の注意を払ってきたのである。

また、東京高等裁判所・地方裁判所のような大規模庁舎であれば、入庁者も多数に上ることから、事件当事者等が遭遇する可能性そのものが限られるし、仮に事件当事者等が遭遇したとしても、他者の目があること等により、トラブルが発生する可能性は低いといえる。

しかし、本庁舎のように、入庁者が限られる庁舎においては、事件当事者が遭遇すること、遭遇することによりトラブルが発生する危険性が飛躍的に高まるのである。

また、出入口が1か所に限定されることで、法廷外や庁舎外で危害を加えようとする関係者により出入口付近で待ち伏せをされるリスクも高まる。そして、本施策は、入庁時に所持品検査を実施するものであるから、出入口付近の庁舎外で凶器等を隠し持って待ち伏せをするという犯行を防ぐことはできない。

したがって、出入口を西側玄関に限定することにより、「利用者等の安全確保」が図られるどころか、これを害するおそれすら高まるといえるのである。

(2) 事件当事者・関係者間に心理的打撃を与えるおそれが増大すること

事件当事者等が遭遇することは、トラブル発生だけでなく、事案によっては、事件当事者に心理的打撃を与えることにもつながりかねない。

また、事案によっては、事件当事者に取材しようとするマス・メディアが1か所しかない出入口付近に殺到して逃げ場がなくなることも考えられるが、これが、事件当事者に心理的打撃となることも必定である。

悩みを解決しようと裁判所を訪れているのに、かえって心理的打撃が増大するようであれば、裁判所が、およそ「身近な存在」になどなりえない。

(3) 家簡裁庁舎との導線が遮断されること

本庁舎は、東側玄関と屋根付き通路でもって、家簡裁庁舎に接続されているところ、出入口が西側玄関に限定されると、その接続が遮断されてしまう。

現状、家簡裁には、待合スペースは存するものの、極めて限られたスペースしかなく、また、個室も存しない。そのため、家簡裁利用時も、本庁舎弁

護士控室内の個室や、本庁舎の待合スペースにおいて、事件当事者と打合せを行うことは多々あることである。家簡裁における手続きの前後の時間帯だけでなく、例えば調停手続き中であっても、必要な場合は、本庁舎の個室等を利用することさえもある。

しかし、家簡裁との導線が遮断されると、そうした利用が大いに阻害されることになる。打合せの度に、西側玄関を通過しなければならず（さらには、所持品検査も受けなければならないとすれば）、利用者の家簡裁における権利実現に支障を来たすといってもよい。

また何より、家簡裁との間の屋根付きの通路、通路脇を画する手すり等は、無用の構造物となり、せつかくの構造物が無駄となる。

(4) 災害発生時の問題

出入口が限られるということは、本庁舎への人の出入りが制限されるという結果をもたらす。

特に、近時、当地においては、南海トラフ地震の脅威が、日に日に高まっているといわれている。

そうした情勢下において、避難経路を確保しておく必要性はより一層高まっているといえる。また逆に、本庁舎は、津波から避難するための建造物となる役割も有するものであるが、非常時の立ち入りを容易なものにしておく必要性もより高まっているといえる。

しかし、本施策は、出入口を西側玄関に限定するものであり、そうした方向性に逆行するものであり、まさに、本施策によって、利用者、さらには本庁舎内で執務をしている職員の安全を害する可能性が高まっているとすら評価しえるのである。

(5) 小括

以上のおおりのとおり、出入口を西側玄関に限定することにより、「利用者の安全確保」が図られるのではなく、かえって、これを害する事態を招来するものであるとさえ言い得るのである。

したがって、仮に本施策を実施するとしても、少なくとも、出入口は2か所必要なのであり、東側玄関も開放した上で、（必要ならば相当の範囲内の）所持品検査を実施するという施策に変更すべきである。

5 結語

以上のおおりのとおり、本施策は、御庁の掲げる目的とは裏腹に、利用者である国民の権利を侵害し、その安全を害するおそれすら存するものである。そうした立案

がなされた原因は、国民及びに国民に最も近いところで職務を行う弁護士・弁護士会に何ら意見照会をなさなかつた点にある。

最高裁判所長官は、平成30年6月20日、高等裁判所長官等会同の挨拶において、「組織の中核を担う裁判官は」「裁判所内外の事象に関心を払い、社会における裁判所の在りようにも及ぶ広い視野を持って、裁判所が抱える課題に向き合う姿勢を持つことが重要」とも指摘している。是非とも、裁判所外の利用者の声を聴き、本施策について、見直すよう、強く申し入れる。

以 上